



佐賀県公報

平成 21 年
3 月 24 日
(火曜日)
第 13137 号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

規 則

佐賀県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則	(三・港 湾 課)	一
佐賀県人工海浜公園条例施行規則の一部を改正する規則	(四・	四
告 示		
青少年に有害な図書等の指定	(一〇四・こども課)	六
漁船損害等補償法に基づく普通損害保険の付保義務発生		
道路の区域の変更	(一〇五・生産者支援課)	七
道路の供用開始	(一〇六・道 路 課)	七
道路の区域の変更	(一〇七・	七
道路の供用開始	(一〇八・	七
道路の区域の変更	(一〇九・	八
道路の供用開始	(一一〇・	八
道路の区域の変更	(一一一・	八
道路の供用開始	(一二二・	九
道路の区域の変更	(一二三・	九
道路の供用開始	(一二四・	九
道路の区域の変更	(一二五・	〇
道路の供用開始	(一二六・	〇
道路の区域の変更	(一二七・	〇
道路の供用開始	(一二八・	〇
道路の区域の変更	(一二九・	〇
道路の供用開始	(一三〇・	二
道路の区域の変更	(一三一・	二

公 告

平成二十年前期技能検定試験の実施
 平成二十年随時技能検定試験の実施
 県営三養基地区土地改良事業計画変更決定

(雇用労働課) 三
 (" ") 五
 (農地整備課) 八

公布された規則のあらまし

- 佐賀県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則(規則第三号)
 - 1 指定管理者は、利用料金の承認を受けようとするときは、利用料金承認申請書を知事に提出しなければならないこととした。(第七条の二及び様式第一九号の二関係)
 - 2 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 佐賀県人工海浜公園条例施行規則の一部を改正する規則(規則第四号)
 - 1 指定管理者は、利用料金の承認を受けようとするときは、利用料金承認申請書を知事に提出しなければならないこととした。(第九条及び様式第二号関係)
 - 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

○ 規 則

佐賀県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成二十一年三月二十四日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県規則第三号

佐賀県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県港湾管理条例施行規則(昭和四十八年佐賀県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の一条を加える。

(利用料金の承認申請)

第七条の二 指定管理者は、条例第十条第三項の規定による利用料金の承認を受けようとするときは、利用料金承認申請書（様式第十九号の二）を知事に提出しなければならない。
様式第十九号の次に次の一様式を加える。

様式第19号の2 (第7条の2関係)

利用料金承認申請書

佐賀県知事 様

年 月 日

指定管理者 所在地
名称
代表者

印

佐賀県港湾管理条例第10条第3項の規定により、次のとおり利用料金の承認を申請します。

- 1 申請する利用料金の金額
- 2 緑地の維持管理に必要な費用
- 3 運動場の利用予定者数
- 4 利用料金の減額又は免除を行う場合にあっては、その内容
- 5 実施予定年月日

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県人工海浜公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県規則第四号

佐賀県人工海浜公園条例施行規則の一部を改正する規則(案)

佐賀県人工海浜公園条例施行規則(平成十七年佐賀県規則第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「様式」を「様式第一号」に改める。

第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

(利用料金の承認申請)

第九条 指定管理者は、条例第六条第三項の規定による利用料金の承認を受けようとするときは、利用料金承認申請書(様式第二号)を知事に提出しなればならない。

様式を様式第一号とし、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第 2 号 (第 9 条関係)

利用料金承認申請書

佐賀県知事 様

年 月 日

指定管理者 所在地
名称
代表者

印

佐賀県人工海浜公園条例第 6 条第 3 項の規定により、次のとおり利用料金の承認を申請します。

- 1 申請する利用料金の金額
- 2 海浜公園の維持管理に必要な費用
- 3 施設の利用予定者数
- 4 利用料金の減額又は免除を行う場合にあっては、その内容
- 5 実施予定年月日

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

○ 告 示

●佐賀県告示第百四号

佐賀県青少年健全育成条例（昭和五十二年佐賀県条例第二十四号）第十三条
第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成二十一年三月二十四日

佐賀県知事 古 川 康

種類	指定番号	題 名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	20 - 232	グッチュ 4月号	若生出版(株)	13479 - 04	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	20 - 233	[月刊]メルフレ!マガジンボンバー 4月号	KKベストセラーズ	08513 - 04	
"	20 - 234	パシャ! NO.40 4月号	若生出版(株)	17471 - 04	
"	20 - 235	KISSUI「キッスイ」 Vol.065 4月号	(株)ジーオーティー	12955 - 04	
"	20 - 236	危険な愛体験 Special 4月号	パナジー出版(株)	02971 - 04	
"	20 - 237	別冊本当にあったHな話 4月号	(株)ぶんか社	18135 - 4	
"	20 - 238	漫画ローレンス 交春 4月号	(株)綜合図書	18387 - 4	
"	20 - 239	COMIC プルメロ VOL.28 カルビ POWER 4月増刊号	若生出版(株)	02592 - 04 L - 05 / 02	

●佐賀県告示第百五号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第百十二条第一項の規定による同意があつたものと認める。

平成二十一年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

加入区

白石町北明加入区、龍王加入区、入野加入区、飯屋加入区

●佐賀県告示第百六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年三月二十四日から平二十一年四月二十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		
	区 間	変更前後の別	幅員メートル
一般国道 二六三号	佐賀市大和町大字尼寺字二本松 二九八三番一地从先から	後	二六・七
	佐賀市高木瀬町大字長瀬字一本 杉一六六九番一地从先まで	前	二五・一
一般国道 二六三号	佐賀市大和町大字尼寺字二本松 二九八三番一地从先から	後	二〇九・四
	佐賀市高木瀬町大字長瀬字一本 杉一六六九番一地从先まで	前	二二〇・〇

●佐賀県告示第百七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年三月二十四日から平二十一年四月二十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二六三号	佐賀市高木瀬町大字長瀬字一本 杉一六六九番三地从先から	平成二一・三・二四
一般国道 二六三号	佐賀市高木瀬町大字長瀬字一本 杉一六六九番一地从先まで	"

●佐賀県告示第百八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二六三号	佐賀市高木瀬町大字長瀬字一本 杉一六六九番三地从先から	平成二一・三・二四
一般国道 二六三号	佐賀市大和町大字尼寺字二本松 二九八五番一地从先まで	"

その区域を表示した図面は、平成二十一年三月二十四日から平成二十一年四月二十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦に供する。

平成二十一年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 域		変更前 後の別	幅員 メートル	延長 メートル
	区	間			
県道 伊万里松浦 線	伊万里市東山代町川内野字妙福寺三五七八番一地从先から	伊万里市東山代町川内野字松葉四五〇番一地从先まで	後	一九・四	四一五・六
	伊万里市東山代町川内野字妙福寺三五七八番一地从先から	伊万里市東山代町川内野字松葉四五〇番一地从先まで	前	二二・五 七・一	

●佐賀県告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年三月二十四日から平成二十一年四月二十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦に供する。

平成二十一年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 伊万里松浦 線	伊万里市東山代町川内野字妙福寺三五七八番一地从先から 伊万里市東山代町川内野字松葉四五〇番一地从先まで	平成二一・三・二四

●佐賀県告示第一百十号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年三月二十四日から平成二十一年四月二十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 域		変更前 後の別	幅員 メートル	延長 メートル
	区	間			
県道 黒川松島線	伊万里市脇田町字下ノ原三三二七番一地从先から	伊万里市脇田町字二本椎四二五番一地从先まで	後	三一・四	一、七〇二・一
	伊万里市脇田町字下ノ原三三二七番一地从先から	伊万里市脇田町字二本椎四二五番一地从先まで	前	一七・二 五・八	

●佐賀県告示第一百一十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年三月二十四日から平成二十一年四月二十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦に供する。

平成二十一年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 黒川松島線	伊万里市脇田町字下ノ原三三二七番一地从先から 伊万里市脇田町字二本椎四二五番二地先まで	平成二一・三・二四

●佐賀県告示第百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、平成二十一年三月二十四日から道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年三月二十四日から平成二十一年四月二十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 域		変更前 後の別	幅員 メートル	延長 メートル
	区	間			
一般国道 三八五号	神崎市神崎町本堀字河東八七一 番一地从先から	神崎市神崎町本堀字河東八三三 番地先まで	後	一五・四 一・一・六	一九〇・一
	神崎市神崎町本堀字河東八七一 番一地从先から	神崎市神崎町本堀字河東八三八 番地先まで	前	一四・〇 六・二	一九〇・五

●佐賀県告示第百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年三月二十四日から平成二十一年四

月二十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 三八五号	神崎市神崎町本堀字河東八七一番一地从先から 神崎市神崎町本堀字河東八三八番地先まで	平成二一・三・二四

●佐賀県告示第百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、平成二十一年三月三十一日から道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年三月二十四日から平成二十一年四月二十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 域		変更前 後の別	幅員 メートル	延長 メートル
	区	間			
一般国道 三八五号	神崎市千代田町詫田字一本松籠 一九四四番二地先から	神崎市神崎町本堀字河東八七一 番一地从先まで	後	二八・〇 九・八	九六八・三
	神崎市千代田町詫田字一本松籠 一九四四番二地先から	神崎市神崎町本堀字河東八七一 番一地从先まで	前	一四・四 四・〇	九七四・二

●佐賀県告示第百十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年三月二十四日から平成二十一年四月二十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道三八五号	神崎市千代田町詫田字一本松籠一九四四番二地先から 神崎市神崎町本堀字河東八七一番一地先まで	平成二一・三・二四

●佐賀県告示第百十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年三月二十四日から平成二十一年四月二十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名

道路の種類及び路線名	区間	変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
一般国道二〇四号	東松浦郡玄海町大字平尾字古野三五二番二地先から 東松浦郡玄海町大字浜野浦字クツ越四二六番二地先まで	後	五・五 一・七	四四・〇
		前	五・六 一・一	四四・六

●佐賀県告示第百十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年三月二十四日から平成二十一年四月二十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道二〇四号	東松浦郡玄海町大字平尾字古野三五二番一地先から 東松浦郡玄海町大字浜野浦字クツ越四二六番二地先まで	平成二一・三・二四

●佐賀県告示第百十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年三月二十四日から平成二十一年四

月二十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦に供する。

平成二十一年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 域		変更前 後の別	幅 メートル	延 メートル
	区	間			
県道 曲川心野線	西松浦郡有田町北ノ川内字小辻 丙六〇五番四八地先から 西松浦郡有田町北ノ川内字鉾田 丙一〇四三番地先まで	西松浦郡有田町北ノ川内字小辻 丙六〇五番九七地先から 西松浦郡有田町北ノ川内字鉾田 丙一〇四三番地先まで	後	一七・二 五・九	六〇〇・六
	西松浦郡有田町北ノ川内字小辻 先から 西松浦郡有田町北ノ川内字鉾田 丙一〇四三番地先 まで	西松浦郡有田町北ノ川内字小辻 先から 西松浦郡有田町北ノ川内字鉾田 丙一〇四三番地先 まで	前	八・三 五・三	六〇九・八

●佐賀県告示第百十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年三月二十四日から平成二十一年四月二十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供 用 開 始 の 区 間		供用開始の期日
	区	間	
県道 曲川心野線	西松浦郡有田町北ノ川内字小辻丙六〇五番四八地 先から 西松浦郡有田町北ノ川内字鉾田丙一〇四三番地先 まで	西松浦郡有田町北ノ川内字小辻丙六〇五番四八地 先から 西松浦郡有田町北ノ川内字鉾田丙一〇四三番地先 まで	平成二一・三・二四

●佐賀県告示第百二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年三月二十四日から平成二十一年四月二十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 域		変更前 後の別	幅 メートル	延 メートル
	区	間			
一般国道 二一〇七号	藤津郡太良町大字伊福字擲甲二 二二五番一地先から 藤津郡太良町大字多良字江岡四 三一五番三五地先まで	藤津郡太良町大字伊福字擲甲二 二二五番一地先から 藤津郡太良町大字多良字江岡四 三一五番三五地先まで	後	三四・二 一三・〇	三九二・七
	藤津郡太良町大字伊福字擲甲二 二二五番一地先から 藤津郡太良町大字多良字江岡四 三一五番三五地先まで	藤津郡太良町大字伊福字擲甲二 二二五番一地先から 藤津郡太良町大字多良字江岡四 三一五番三五地先まで	前	二六・七 八・九	三九二・六

●佐賀県告示第百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年三月二十四日から平成二十一年四月二十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

登録名	申請開始の区間	申請終了の区間
1 造園師 1107001	造園師の業務 建築板金の打出し・組立 造園師の業務	平成 11 年 11 月 1 日

○ 公 報

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成21年度前期技能検定を次のとおり実施します。

平成21年 3月24日

佐賀県知事 古 川 康

1 実施職種

(1) 1 級及び2 級

園芸装飾（室内園芸装飾作業） 造園（造園工事作業） 鋳造（鋳鉄鋳物
鋳造作業） 金属熱処理（一般熱処理作業） 機械加工（普通旋盤作業、数
値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤
作業、円筒研削盤作業、心無し研削盤作業及びマシニングセンタ作業） 放
電加工（ワイヤ放電加工作業） 金属プレス加工（金属プレス作業） 鉄工（製
缶作業及び構造物鉄工作業） 建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作
業） 工場板金（曲げ板金作業及び打出し板金作業） 仕上げ（治工具仕上
げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業） 電子機器組立て（電子
機器組立て作業） 電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業及び開閉制
御器具組立て作業） 建設機械整備（建設機械整備作業） 婦人子供服製
造（婦人子供注文服製作作業） 家具製作（家具手加工作業） 建具製作（木
製建具手加工作業） プラスチック成形（射出成形作業） 陶磁器製造（手
くるくる成形作業） とび（とび作業） 左官（左官作業） タイル張り（タイ

ル張り作業） 畳製作（畳製作作業） 防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水
工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業及
びFRP防水工事作業） 内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作
業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業） 熱絶縁施工（保温保冷
工事作業及び吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業） 表装（表具作業
及び壁装作業） 塗装（建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業）
及びフローラー装飾（フローラー装飾作業）

(2) 3 級

園芸装飾（室内園芸装飾作業） 造園（造園工事作業） 鋳造（鋳鉄鋳物
鋳造作業） 金属熱処理（一般熱処理作業） 機械加工（普通旋盤作業、数
値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業及びマシニングセンタ
作業） 建築板金（内外装板金作業） 工場板金（曲げ板金作業及び打し
板金作業） 仕上げ（機械組立仕上げ作業） 機械保全（機械系保全作業及
び電気系保全作業） 電子機器組立て（電子機器組立て作業） とび（とび
作業） 左官（左官作業） 内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工
作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業） 塗装（金属塗装作業）
及びフローラー装飾（フローラー装飾作業）

(3) 級の区分のないもの（以下「単一等級」という。）

路面標示施工（溶融ペイントハンパマーカー工事作業）及び塗料調色
（調色作業）

2 試験の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験（以下「技能検定試験」という。）に
よって行います。

3 技能検定試験の手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料

ア) 1 級及び2 級

機 械 加 工	普通旋盤作業 数値制御旋盤作業 フライス盤作業 平面研削盤作業 マシニングセンタ作業 内外装板金作業 曲げ板金作業 打出し板金作業 機械組立仕上げ作業 機械系保全作業 電気系保全作業 電子機器組立て作業 とび作業 左官作業 鋼製下地工事作業 ボート仕上げ工事作業 金属塗装作業 クラウナー装飾	11,000 11,000 11,000 11,000 11,000 11,000 11,000 11,000 11,000 11,000 11,000 11,000 11,000 11,000 11,000 11,000 11,000 11,000 11,000
---------	---	--

(エ) 単一等級

検定職種	実技試験の試験科目	金額(円)
路面標示施工 塗 料 調 色	溶融ペイントハンドペーパー工事作業 調色作業	16,500 16,500

イ 実施期日

実技試験は、平成21年6月8日(月曜日)から平成21年9月13日(日曜日)までの間において、佐賀県職業能力開発協会が別に指定する日に行います。

ウ 実施場所

実技試験の実施場所は、別途佐賀県職業能力開発協会から通知します。

エ 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ平成21年6月1日(月曜日)に佐賀県職業能力開発協会において閲覧することができます。ただし、一部の職種については、公表しません。

(2) 学科試験

ア 手数料 3,100円

イ 実施期日

(ア) 1級及び2級

検定職種	実技試験の試験科目
造園 金属熱処理 金属プレス加工 フラスチック成形 とび 防水施工 塗装	平成21年8月23日(日曜日)
機械加工 鉄工 電子機器組立て 建設機械整備 婦人子供服製造 家 具製作 建具製作 左官 畳製作 内装仕上げ施工	平成21年8月30日(日曜日)
園芸装飾 鋳造 放電加工 建築板 金 工場板金 仕上げ 電気機器組 立て 陶磁器製造 タイル張り 絶縁施工 表装 クラウナー装飾	平成21年9月6日(日曜日)

(イ) 3級

検定職種	実技試験の試験科目
園芸装飾 造園 鋳造 機械加工 建築板金 工場板金 仕上げ 機械 保全 電子機器組立て とび 左官 内装仕上げ施工 塗装 クラウナー装 飾	平成21年7月26日(日曜日)
金属熱処理	平成21年8月23日(日曜日)

(ウ) 単一等級

検定職種	実技試験の試験科目
路面標示施工 塗料調色	平成21年9月6日(日曜日)

ウ 実施場所

学科試験の実施場所は、別途佐賀県職業能力開発協会から通知します。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

<p>イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面</p> <p>(2) 提出先 佐賀県職業能力開発協会 郵便番号840-0814 佐賀市成章町 1 番15号 電話0952-24-6408</p> <p>(3) 受付期間 平成21年4月2日(木曜日)から平成21年4月15日(水曜日)まで。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。</p> <p>(4) 受検申請に関する注意</p> <p>ア 申請書の用紙は、佐賀県職業能力開発協会にて配布します。 なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、120円切手をはったもの)を同封してください。</p> <p>イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書きしてください。 なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封してください。</p> <p>5 手数料の納付方法 実技試験の手数料及び学科試験の手数料は、現金で申請書に添えて納付してください。ただし、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しません。 なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。</p> <p>6 合格の発表等</p> <p>(1) 合格通知 技能検定合格者については、県からその旨を通知し、実技試験又は学科試験のいずれか一方のみに合格した者については、佐賀県職業能力開発協</p>	<p>会から書面でその旨を通知します。また、3級職種(金属熱処理を除く。)技能検定合格者の受検番号は平成21年8月28日(金曜日)付けの、それ以外の等級・職種の技能検定合格者の受検番号は平成21年10月2日(金曜日)付けの佐賀県庁のホームページ等で発表します。</p> <p>(2) 技能検定合格証書の交付</p> <p>1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣から、2級及び3級の技能検定の合格者には知事から合格証書が交付されるほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に技能士章が交付されます。</p> <p>7 その他 技能検定について不明な点は、佐賀県農林水産商工本部雇用労働課(郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号 電話0952-25-7310)又は佐賀県職業能力開発協会(郵便番号840-0814 佐賀市成章町1番15号 電話0952-24-6408)に問い合わせてください。</p> <p>職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定により、平成21年度随時技能検定を次のとおり実施します。</p> <p>平成21年3月24日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 実施職種 随時実施 3級、基礎1級及び基礎2級 さく井(パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業) 鋳造(鋳鉄鋳物鋳造作業、銅合金鋳物鋳造作業及び軽合金鋳物鋳造作業) 鍛造(ハンマ型鍛造作業及びプレス型鍛造作業) 機械加工(普通旋盤作業及びフライス盤作業) 金属プレス加工(金属プレス作業) 鉄工(構造物鉄工作業) 建築板金(ダクト板金作業) 工場板金(機械板金作業) めっき(電気めっき作業及び溶融亜鉛めっき作業) アルミニウム陽極酸化処理(陽極酸化処理作業) 仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上</p>
---	--

げ作業) 機械検査(機械検査作業) タイカスト(ホットチャンバダイカスト作業及びコールドチャンバダイカスト作業) 機械保全(機械系保全作業) 電子機器組立て(電子機器組立て作業) 電気機器組立て(回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業) プリント配線板製造(プリント配線板設計作業及びプリント配線板製造作業) 冷凍空調和機器施工(冷凍空調和機器施工作业) 染色糸浸染作業及び織物・ニット浸染作業) ニット製品製造(丸編みニット製造作業及び靴下製造作業) 婦人子供服製造(婦人子供既製服製造作業) 紳士服製造(紳士既製服製造作業) 寝具製作(寝具製作作業) 帆布製品製造(帆布製品製造作業) 布はく縫製(クイック製造作業) 家具製作(家具手加工作業) 建具製作(木製建具手加工作業) 紙器・段ボール箱製造(印刷箱打抜き作業、印刷箱製作、貼箱製造作業及び段ボール箱製造作業) 印刷(オフセット印刷作業) 製本(書籍製本作業、雑誌製本作業及び商業印刷物製本作業) プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業及びブロー成形作業) 強化プラスチック成形(手積み積層成形作業) 石材施工(石材加工作業及び石張り作業) パン製造(パン製造作業) ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業) 水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業) 建築大工(大工工事業) かわらぶき(かわらぶき作業) とび(とび作業) 左官(左官作業) タイル張り(タイル張り作業) 配管(建築配管作業及びプラント配管作業) 型枠施工(型枠工事業) 鉄筋施工(鉄筋組立て作業) コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事業) 防水施工(シーリング防水工事業) 内装仕上げ施工(ガラスチツク系床仕上げ工事業、カーペット系床仕上げ工事業、鋼製下地工事業、ボード仕上げ工事業及びカーテン工事業) 熱絶縁施工(保温保冷工事業) サッシ施工(ビル用サッシ施工作业) ウェルポイント施工(ウェルポイント工事業) 表装(壁装作業) 塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業)

及び工業包装(工業包装作業)
なお、3級の試験については、受験しようとする職種に係る基礎1級又は基礎2級に合格した者に限り受けけることができるものとする。

2 試験の方法
技能検定は、実技試験及び学科試験(以下「技能検定試験」という。)によつて行います。

3 技能検定試験の手数料、実施期日、実施場所等
(1) 実技試験
ア 手数料

検定職種	実技試験の試験科目	金額(円)
井	パーカッション式さく井工事業	16,500
造	ロータリー式さく井工事業	16,500
造	鋳鉄鋳物鋳造作業	16,500
鍛	銅合金鋳物鋳造作業	16,500
造	軽合金鋳物鋳造作業	16,500
機	ハンマ型鍛造作業	16,500
加	プレス型鍛造作業	16,500
工	普通旋盤作業	16,500
工	フライス盤作業	16,500
工	金属プレス作業	16,500
工	金属プレス作業	16,500
工	構造物鉄金作業	16,500
工	タクト板金作業	16,500
工	機械板金作業	16,500
工	電気めっき作業	16,500
工	溶融亜鉛めっき作業	16,500
工	陽極酸化処理作業	16,500
陽	治工具仕上げ作業	16,500
化	金型仕上げ作業	16,500
処	機械組立仕上げ作業	16,500
理	機械検査作業	14,200
陽	ホットチャンバダイカスト作業	16,500
極	機械系保全作業	16,500
酸	電子機器組立て作業	16,500
上	回転電機組立て作業	16,500
査	変圧器組立て作業	16,500
検	配電盤・制御盤組立て作業	16,500
査		
ト		
全		
立		
て		
機		
器		
組		
立		
て		
電		
気		
機		
器		
組		
立		
て		

ウ 実施場所

学科試験の実施場所は、別途佐賀県職業能力開発協会から通知します。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書類

(2) 提出先

佐賀県職業能力開発協会

郵便番号840 - 0814 佐賀市成章町1番15号 電話0952 - 24 - 6408

(3) 受付期間

原則として、試験日の30日前まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙は、佐賀県職業能力開発協会にて配布します。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先を記入し、120円切手はつたもの）を同封してください。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書きしてください。

なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封してください。

5 手数料の納付方法

実技試験の手数料及び学科試験の手数料は、現金で申請書に添えて納付してください。ただし、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しません。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。

6 合格の発表等

(1) 合格通知

技能検定合格者については、県からその旨を通知し、実技試験又は学科試験のいずれか一方のみに合格した者については、佐賀県職業能力開発協会から書面でその旨を通知します。

(2) 技能検定合格証書の交付

3級、基礎1級及び基礎2級の技能検定の合格者には、知事から合格証書が交付されます。

7 その他

随時技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び習得技能等の認定に活用するものです。

なお、不明な点は、佐賀県農林水産商工本部雇用労働課（郵便番号840 - 8570 佐賀市城内一丁目1番59号 電話0952 - 25 - 7310）又は佐賀県職業能力開発協会 郵便番号840 - 0814 佐賀市成章町1番15号 電話0952 - 24 - 6408）に問い合わせてください。

県営土地改良事業（かんがい排水）三養基地区の計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成21年5月7日までに佐賀県鳥栖農林事務所（郵便番号841-0051 鳥栖市元町1234番地1）に提出してください。

また、本事業は、同法第90条第8項に規定する国営筑後川下流土地改良事業の関連事業となります。

平成21年3月24日

佐賀県知事 古 川 康

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（かんがい排水）三養基地区の変更後の土地改良事業計

画書の写し

2 縦覧の期間

平成21年 3月25日から平成21年 4月21日まで

3 縦覧の場所

佐賀県上峰町役場及びみやき町役場

福岡県久留米市役所

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十一年三月二十四日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日
印刷社 (株)佐賀印刷社